

### 随意契約内容及び選定理由書

委託件名	松山市要介護認定訪問調査委託		
履行場所	市長が指示する場所		
委託の内容	(1)訪問調査に関すること。 (2)主治医の意見書などの送付及び回収に関すること。 (3)その他市長が必要と認めた業務。		
履行期間	令和	6年	4月1日～令和7年3月31日
契約年月日	令和	6年	4月1日
契約金額	234,412,000	円	※単価契約の場合の単価
契約の相手方	住所	松山市若草町8番地2	
	名称	社会福祉法人松山市社会福祉協議会	
選定理由	<p>市が調査員を募集する場合は約30名の介護支援専門員の公募が必要であるが、経験及び資格が必要なことから、人材の確保が困難である。</p> <p>また、公募の際は、民間事業者に勤務する者などの応募が考えられ、民間が進めてきた介護保険の体制づくりに影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>加えて、正規職員数は定数条例で定められていることから現時点での増員は困難であり、今後の定数増についても、行政改革の気運から、市民のコンセンサスが得にくいと考えられる。</p> <p>そのうえ、研修の実施及び資質の向上を図るにしても、市では職員の幅広い知識等の習得(人材育成)のために人事異動があり、安定的な人材の確保が困難であることから、当該相手方を選定する。</p>		
契約担当課	介護保険課		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号		

(注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。